小浜市から転出される方へ

小浜在住中は、本市の発展のためご協力いただきありがとうございました。

転入届は、新しい住所に住み始めた日から<u>14日以内に</u>新住所地の市区町村役場で手続きをしてください。 もし、都合により転出をとりやめたいときは、必ず転出証明書と本人確認出来るものを持参して、転出取消の手続きをしてください。

○新住所地での転入届には

- 転出証明書またはマイナンバーカード
 - ・本人確認できるもの(運転免許証など)が必要です。

下記に該当される方は、それぞれの手続きが必要です。

対象者	小浜市で必要な手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	印鑑登録証(カード)をお返しください。 転出予定日をもって登録が抹消されます。		必要な方は、改めて印鑑登録の手 続きをしてください。
マイナンバーカードを お持ちの方		1階 市民課 1番窓口	転入先にお持ちになり手続きしてください。 (注)マイナンバーカードの申請をされ、転出時点で未受領の方は、カードの申請が取り消されます。 転入先で新しい申請用紙を受取り、再申請をお願いします。詳細については転入先でお問い合わせください。
国民健康保険に加入し ている方	資格確認書をお返しください。 転出予定日をもって資格がなくなります。		改めて加入手続きをしてくださ い。
後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書をお返しください。 <u>県外</u> に転出される方は、負担区分等証明書 の交付を受けてください。 <u>県内</u> に転出される方は、新住所地を記載し た資格確認書が新住所地から郵送されま す。	1階 市民課 保険・年金係 3番窓口	負担区分等証明書を持参のうえ 申請手続きをしてください。
65歳以上の方	介護保険被保険者証をお返しください。		新住所地に転入後、介護保険被保 険者証が発行されます。
介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等をお返しください。 ※市外の住所地特例施設に入所する場合 は、小浜市の介護保険を継続することと なるため返却不要です。 ※番号法に基づく要介護(要支援)認定の 確認を行いますので、受給資格証明書は 原則、交付しません。交付を希望される 場合は、健康管理センター【高齢者支援 センターいきいき】で手続き可能です。	健康管理センター 【高齢者支援セン ターいきいき】 <u>※市役所でも返却</u> 可能です	マイナンバーがわかるものをお持ちのうえ、介護保険担当窓口で、要介護(要支援)認定の引継ぎを希望する旨を伝えてください。

対象者	小浜市で必要な手続き	担当課	新住所地での手続き
重度障害者医療費助成 を受けている方	受給者証をお返しください。 住所変更手続きをしてください。	1階 地域福祉課 障がい者支援室 4番窓口	障害者手帳をご持参のうえ申請 手続きをしてください。
特別児童扶養手当	住所変更手続きをしてください。		手当証書を持参のうえ、継続手続 きをしてください。
子ども医療費助成を受けている方	受給者証をお返しください。 住所変更手続きをしてください。	1階 市民課 2番窓口	受給者証をご持参のうえ申請手 続きをしてください。
児童手当を受けている	児童手当消滅の手続きをしてください。		転入の翌日から <u>15日以内</u> に申 請手続きをしてください。
母子家庭等医療費助成を受けている方	受給者証をお返しください。 住所変更手続きをしてください。	健康管理センター 【子育て応援セン ターすくすく】 <u>※市役所でも手続きできます</u>	改めて申請手続きをしてくださ い。
児童扶養手当を受けて いる方	住所変更手続きをしてください。		手当証書を持参のうえ、継続手続 きをしてください。
小・中学校のお子さんの おられる方	今までの学校で在学証明書の交付を受けてください。	4階 教育総務課	在学証明書、教科書給与証明書を 持参のうえ、 転入手続きをして ください。
農業集落排水 内外海(甲ヶ崎、堅海) 国富(丸山、江古川以外) 宮川、松永、口名田、中 名田、加斗	・世帯の人数が変更になる場合は、人員割変更届の提出が必要です。 (区長もしくは集落排水管理組合長の確認印が必要です)	2階 上下水道お客様 センター 6番窓口	
	・農業集落排水使用者(世帯主等)が変更となる場合は、名義変更届が必要です。 (区長もしくは集落排水管理組合長の確認印が必要です)		

【問合わせ先】小浜市大手町6番3号 小浜市役所 0770-53-1111 小浜市南川町4番31号 小浜市健康管理センター 0770-64-6140